

○氏田 照子委員

1. 捜査段階における心理・福祉等の専門家等による立会い

発達障害については、精神鑑定の経験などから、誘導尋問にかかりやすく、事実と異なった記憶を定着させていることも少なくないことが知られています。これは、発達障害者は尋問者の質問を正確に理解していないままに、納得してしまうと、それを自分の考えとして語ることによるものと思われます。聴取記録に出てくる内容と、本人の本来の認識・動機・行動とが異なっていることが少なからずあり、そうすると本当の認識・動機・行動が分からなくなってしまいます。

発達障害の特性に配慮した適切な方法による情報の提供等が確保されて、はじめて黙秘権や弁護人選任権の告知が機能すると考えます。そのためには、本人の思考・行動様式を十分に理解できる関係者が立会い、情報提供することは取り調べの適正さを確保するためにも是非とも必要です。また、本人の供述の内容を正確に伝えるためにも、本人の思考・行動様式を十分に理解できる関係者が立会い、その真意を伝えることは有効です。

この専門家は通常の刑事被疑者の持つ黙秘権など「刑事手続き上の権利」について適切な知識・認識を保持していることが前提ですが、この前提が存在するならば、心理・福祉関係者に限定せず、教育・医療関係者、友人等支援者であっても差し支えないものと考えます。また、この専門家については、本人との接見に望む場合、通常の弁護人の接見と同様の条件が認められる必要があるものと考えます。

発達障害者の捜査段階における情報提供及びコミュニケーション確保の保障の観点から専門家および関係者の立会いの仕組みを作っていただきたいと思えます。

2. 取り調べの可視化の必要性

取り調べの実際のやり取りが残されていることは、発達障害者の論理が分かりやすく、事件の本質が理解されやすいものと思われます。そのためには、最高検の検察のあり方検討会、及び発達障害の支援を考える議員連盟の会合で日本発達障害ネットワークが表明している通り、事件の内容について捜査官と本人とのやりとりのすべての場面が録画される必要があると考えます。特に取り調べ初期のやり取りの可視化が重要です。それは、取り調べが進んでからのや

り取りでは、本人の語る内容が修飾されてしまっている可能性が高く、事件の本質が理解できなくなっている可能性があるからです。

捜査段階における適正な手続きを担保する観点から、取り調べの全行程が適切に録画され、その記録の下に公正な対応がなされるべきであると考えます。この記録は鑑定場面、公判の場に反映するべきと考えます。

3. 公判段階における適正な手続きの確保

公判段階において、適正な手続きの確保がなされないままに自白がなされた場合には、証拠として採用されない仕組みが必要であると考えます。

また、発達障害者が被告人や証人として、質問や尋問を受ける場合には、発達障害の特性に対応した適切な情報提供やそのために必要な専門家等の支援が受けられるような仕組みを創設していただきたいと思えます。

4. 司法・警察関係者の発達障害への理解の促進

司法関係者（裁判官、検察官、弁護士、裁判員等）及び警察関係者などの発達障害についての無知・無理解によるさまざまな問題が指摘されています。これらを改善するために、発達障害の特性、障害に配慮したコミュニケーション方法、関係の構築や支援の基本などについての理解等を促進する研修の一層の充実を図る必要があると考えます。

特に、発達障害の場合、コミュニケーションがうまくはかれず、被暗示性が高く、誘導を受けやすいこともあるため、事情聴取・取調べを行う司法関係者や警察関係者は、研修によって、誘導や暗示のない科学的な面接法（司法面接等）の技能を身につけ、実施する必要があります。*

警察関係者に対しては、発達障害や知的障害が疑われる場合には、知的能力や適応行動評価を速やかに実施できるための内部的な研修とともに、地域の医療・福祉領域との連携関係の構築が望まれます。**

また、裁判員裁判においては、裁判長は発達障害についての正しい理解に基づいた訴訟指揮をしていただきたいと考えます。

*【参考：司法面接（forensic interview）】証拠的価値の高い情報の収集を目指し、心理学的知見を活かして開発された面接法です（北海道大学 仲真紀子教授）。オープン質問（「話してください」）を主体とする構造化された面

接法で、目撃者・被害者のみならず、障害をもつ被疑者にも用いられ効果を上げています。

＊ ＊ 【参考：簡易知的能力検査；ヘイズ知能検査等、適応行動評価：ヴァインランドⅡ適応行動評価尺度等】）

○大胡田 誠委員

【刑事裁判関係】

意見 1

捜査段階において障害特性に適合した捜査方法が取られなければならない。

(理由)

知的障害者は、理解できていないことについても分かっているかのように対応したり、捜査官の誘導に迎合する傾向がある。また、精神障害者（発達障害者をも含む）や知的障害者は、抽象的な概念の理解が困難であったり、独自の過程で物事を考えることがあるため、その者をよく知る人物（少なくとも障害特性を理解している人物）が取り調べに同席しないままでは、事実を大きく見誤る危険性がある。実際、知的障害者の冤罪事件（足利事件・宇都宮事件）などの事例が生じている。

また、誘導の有無を事後的に検証できるようにするため、取調べの全過程について、録音・録画がされなければならない。

情報保障の点においても、単に筆記や手話・点字の提供では不十分であり、その者が日ごろ慣れ親しんでいる手段によりコミュニケーションがなされなければならない。昨今、札幌においては、日本語対応手話利用者に日本手話による提供がされた事例や、文書を読むことができない聾啞者に対して筆談による取調べが行われた事例が報告されている。

意見 2

知的障害者などが犯罪の被害者となった場合、障害の特性について十分な理解があり、被害について適切に聞き取りを行うことのできる者が事情聴取を行わなければな

らない。

(理由)

知的障害などを持つものは、犯罪の被害にあったとしても、加害者の身体的特徴の説明、正確な場所や時間の特定などが困難なことがある。そのため、障害特性を十分理解した者が聴取を行わなければ、被害状況を適切に把握し、加害者を適正に処罰する機会を逸してしまうこととなりかねない。

意見 3

障害を持つ被告人に対し、その者が適正な裁判を受けられるよう、裁判所による十分な合理的配慮がなされなければならない

(理由)

視覚障害や聴覚障害、知的障害を持つ被告人に対する適切な情報保障、知的障害や発達障害を持つ被告人の供述特性を十分に理解した立会人の配置など、公判段階においては、障害を持つ被告人がその障害ゆえに不当な判決を受けることのないよう、裁判所による万全の合理的配慮が行われなければならない。

意見 4

裁判所は、裁判員裁判において、一般人から選ばれた裁判員に対して、障害の特性について適切な説明をし、障害に対しての判断において偏見が入り込まないようにしなければならない

(理由)

本年7月30日、大阪地方裁判所において、発達障害がある男性が実姉を刺殺した殺人被告事件において、検察官の求刑（懲役16年）を超える懲役20年の判決が言い渡された。

判決では、「十分な反省のないまま被告人が社会に復帰すれば・・・被告人が本件と同様の犯行に及ぶことが心配される」こと及び「社会内で被告人のアスペルガー症候群という精神障害に対応できる受け皿が何ら用意されていないし、その見込みもない」ことを理由として、「被告人に対しては、許される限り長期間刑務所に収容することで内省を深めさせる必要があり、そうすることが、社会秩序の維持にも資する」として、有期懲役刑の上限にあたる量刑を行った。

本件は、裁判員による発達障害への無理解や偏見が、かかる重罰につながった一要因ではないかと考えられるが、裁判所は、今後、このようなことが起こらないよう、障害者が被告人となる事件においては、裁判員に対して、その障害特性や社会内の支援体制等について、十分な説明をおこなう必要がある。

意見 5

障害を持つ裁判員に対して、十分な情報補償がなされなければならない。

(理由)

裁判員は、選挙人名簿から無作為に選ばれることから、当然、障害者が裁判員に選ばれることも想定され、現に、現在までに、障害者が裁判員を勤めた事件が数件報告されている。

裁判員に選ばれた障害者が十分にその職責を果たすためには点訳や音訳、手話通訳者や要約筆記者の配置など、適切な情報保障が行われなければならない。

【民事訴訟関係】

意見 1

民事訴訟法をはじめとする関係諸法令において、裁判所の合理的配慮義務を定める規定を設け、合理的配慮を実施すべきである。

(理由)

現行民事訴訟法は、基本的に健常者による手続を想定しているため、多くの障害者は民事訴訟手続を利用することが困難な状態にある。

例えば、現行制度では、訴状をはじめとする当事者の主張に関する書類、判決等の裁判所の判断を記載した書類、書証等の証拠、証人申請書等の手続き関係書類など、一連の手続きのほとんどが書字情報のやり取りによって行われているところ、書字情報を自由に読み書きすることができない視覚障害者や難解な訴訟関係書類の内容を理解することが難しい知的障害者にとっては、このことが民事訴訟手続きを利用する上での大きな壁となる。また、口頭弁論期日や弁論準備期日でのやり取り、本人尋問や証人尋問等は、口頭で会話ができることを当然の前提としており、聴覚障害者や、難解な言葉を直ちに理解することが難しい知的障害者にとっては、このような仕組みが大きな障害となる。

意見 2

民事訴訟手続における合理的配慮にかかる費用は、国の負担とすべきである。

(理由)

現行制度では、個々の裁判体の判断により、手話通訳者等の合理的配慮にかかる費用が訴訟費用に含まれ、敗訴者負担の原則により、障害のある

当事者が当該費用を負担せざるを得なくなる場合がある。しかし、これでは、障害者が費用負担を恐れるあまり、訴訟手続をとることを差し控えるという萎縮効果が生じ、障害者の裁判を受ける権利（日本国憲法第32条）が実質的に侵害されてしまう。

【刑事裁判・民事裁判共通】

意見1

司法に携わるあらゆる国家機関は、司法手続における障害者への合理的慮の実施を十分なものとするため、その職員に対し、合理的配慮の内容や実施方法等について、障害当事者が講師となる研修等、障害当事者の観点を取り入れた研修を行うべきである。

（理由）

司法において障害者に対する合理的配慮を行う制度が設けられたとしても、その実施主体である職員が合理的配慮に関する知識や見識を有していなければ、当該制度は機能不全に陥ることとなる。そのため、あわせて、これら職員に対する研修制度も整備されなければならない。

意見2

裁判所は、障害に関連して、裁判の傍聴の機会を奪ってはならず、補助犬を伴っての入廷や車椅子での入廷、または適切な情報伝達方法の使用を妨げてはならない。

（理由）

現在は、地方によって配慮されているところもあるものの、手話通訳者などの補助者が適切な位置につけず、また、補助者が抽選の対象となり入廷できないなど、裁判所の運用によって、地方により裁判傍聴の際の情報保障の格差が生じている。

又、車椅子での傍聴スペースが確保されておらず、法廷によっては、車椅子利用者が傍聴できないという事態も報告されている。

公開裁判の原則（憲法82条）及び知る権利（憲法21条）からすれば、障害によって傍聴の機会を制限されてはならない。

意見 3

行政による情報保障の公的サービスの充実が図られるべきである。

(理由)

たとえ、訴訟係属後に裁判所による合理的配慮が保障されたとしても、民事裁判で言えば、訴状送達の時点において知的障害者や視覚障害者等が訴状送達を知覚しその意味を理解するためには、代読・代筆・ホームヘルパーによる書類の内容の説明等、行政による情報保障が不可欠である。

○大濱 眞委員

1. 知的障害者の累犯問題の現状

- ・法務省の統計では、平成23年度の新規受刑者25,499人のうち知能指数相当値69以下の受刑者は5,532人で、全体の21.7%。
- ・全国15カ所の刑務所の抽出調査では、全受刑者27,024人のうち知的障害のある受刑者（疑いを含む）は410人で、全体の1.5%。再犯者は410人のうち69.5%。事件を起こしたとき無職であった者は410人のうち80.7%。療育手帳所持者は410人のうち6.3%。

2. 知的障害者の刑事事件における取り組み

- ・長崎県では最高検察庁、長崎地方検察庁、NPO法人長崎県地域生活定着支援センター、社会福祉法人南高愛隣会が協議のうえ、2012年から下記の取り組みを試行。
- ・福祉による支援を、出所後の「出口」の段階から検察捜査という「入口」の段階へと拡大することで、起訴猶予者も含めて、早期に効果的な支援を実施することを企図。

(1) 助言・立会人

- ・地域生活定着支援センターが大学教授、社会福祉士、作業療法士、特別支援学校職員OBなど10人を助言・立会人に推薦。
- ・助言・立会人は、被疑者に知的障害などが疑われる場合に、検察からの要請に応じて地域生活定着支援センターが派遣。
- ・助言・立会人は、
 - ①取り調べに同席して被疑者と検察官のコミュニケーションを手助け
 - ②取り調べの録音や録画を視聴して検察官に取り調べ方法を助言などにより、誤誘導による自供を防ぐ。

(2) 障がい者審査委員会

- ・地域生活定着支援センターが設置。大学教授、医師、社会福祉士、臨床心理士など5人で構成。
- ・障がい者審査委員会は、被疑者に知的障害などが疑われる場合に、弁護士や検察からの要請に応じて、
 - ①障害の有無や程度
 - ②犯行に至った背景や要因

③福祉サービスによる更生支援の必要性の有無

④福祉サービスによる支援にあたっての留意点

などを審議して報告。

- ・ 検察は、審査委の報告を参考に刑事処分を検討する。たとえば、被疑者が不起訴となった場合には、地域社会内訓練事業所（論点⑤で後述）が受け入れて更生プログラムを実施する（2012年7月、長崎地検）。また、起訴となった場合でも、施設入所と更生プログラム受講を条件として検察が裁判で執行猶予付きの懲役刑を求刑し、判決で認められた事例がある（2012年2月、長崎地裁五島支部）。

3. 長崎モデルの論点

- ・ 被疑者が、自分に障害があることを認めない、あるいは福祉サービスによる支援を拒絶する、などの例も少なくない
- ・ 今回の長崎モデルは、司法の専門家による独占ではなく、福祉の専門家の手も借りようとする試みではある。しかし、専門家主導という点では変わりがない。これに対して、助言・立会人や障がい者審査委員会への当事者参加も考えられるが、長崎モデルのなかで当事者参加がいかなる貢献をなしているのか整理が必要。
- ・ 長崎モデルは、検察官などから地域生活定着支援センターへの要請を起点とした仕組みとなっている。しかし、そもそも検察官が被疑者の障害を見過ごし、被疑者自身も自分の障害に無自覚なことが、従来累犯障害者の問題の要因である。その点で、検察官が被疑者の障害に気づくことができるように研修（障害者基本法第29条、障害者権利条約第13条第2項）を実施することがポイントになると考えられる。
- ・ そのなかでも、警察官、検察官、刑務官などに対する研修として、知的障害者や発達障害者が福祉サービスの支援を受けながら地域で生活している現場を見てもらうことは、その障害特性や支援のあり方に対する理解を深めるうえで有効であるかもしれない。

4. 障害者基本計画に向けて

- ・ 長崎モデルをどのように扱うか？ 意見具申に盛り込むには時期尚早か？

5. 参考文献

- ・ 法務省『矯正統計』平成23年度、2012年
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/Xlsdl.do?sinfid=000014248860>
- ・ 藤本哲也「わが国の矯正施設における知的障害者の実態調査」厚生労働科学研究『罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究』平成18年度総括・分担研究報告書、2007年
http://www.airinkai.or.jp/hasshin/kenkyu/tsumi/pdf/h18/02_01_fujimoto.pdf
- ・ 長崎新聞「連載：居場所を探して 累犯障害者たち」2011年7月23日～2012年6月22日
<http://www.airinkai.or.jp/news/ibasyo.html>
- ・ 読売新聞「知的障害者、更生まで支援 検察、NPOと連携」2012年5月21日（ウェブ版）
<http://www.yomiuri.co.jp/job/news/20120521-0YT8T00205.htm>
- ・ 毎日新聞「取材前線：『障がい者審査委員会』試行 長崎発、新たな支援の形」2012年6月18日（ウェブ版）

○関口 明彦委員

心神喪失者等医療観察法においては、事実認否について、職権主義が取られており、通常の被告人としての法的地位が与えられていないところから、憲法 14 条の法の下での平等、障害者権利条約 12 条に違反しているばかりか、憲法 37 条、に違反している。従って心神喪失者等医療観察法における司法手続きは、憲法 76 条にて禁止されている特別裁判所のものであるとの疑義がある。さらに遡及適用があるところから、憲法 39 条に違反している。事後の損害賠償がないため憲法 40 条に違反している。

司法手続きについて具体的に見てみると、弁護人の替わりに付される付添人の権限が通常の法廷に於ける弁護士の権限を下回っていることが挙げられる。またいわゆる起訴状一本主義で争われないので被告人にとって十分な防御が難しい。これらの事柄は配慮の提供以前の差別の問題である。

○田中 正博委員

知的障害のある人については、過去に起きた出来事を説明するのが難しかったり、強い口調や断定的な姿勢などに対して相手の望むような答えをしてしまうなど、事実を正確に伝えられない場合がある。こうした障害特性などから、知的障害のある人が被疑者として取り調べを受ける際、誘導的な質問に基づいて調書を作成されるなどして、数多くの知的障害のある人が冤罪となってきた。こうしたことの反省から、平成23年4月には江田五月法務大臣（当時）が検事総長に指示し、知的障害のある容疑者への取り調べについては全面可視化の試行を開始するよう指示がなされ、平成24年5月にはこれが警察における取り調べにも拡大されている。

また、全面可視化について提言を行った「検察の在り方検討会議」では、知的障害のある容疑者への取り調べについて、心理・福祉関係者が立ち会えるようにすべきとの提言を行い、こちらも試行が開始されている。

こうした取り組みについては、司法手続き上の必要な配慮として基本的に歓迎すべきと考えるが、一方で、現場の検察・警察が障害についての知識を有さず、容疑者に障害があることを認識できずに可視化や立ち会いそのものが行われないことも懸念される。検察・警察に対し、知的障害や発達障害など外形的に判断が難しい障害についての理解を促す取り組みも各地でなされているが、そうした活動も参考にしつつ、関係者の研修に障害への理解に関する課程を設けるなど積極的な取り組みが必要と考える。検察・警察の障害に対する理解促進、および国民への制度周知を進め、可視化や立ち会いがその趣旨に基づいてきちんと行われるように後押ししていくことが欠かせない。

障害のある人の犯罪については、障害に対する社会の無理解や偏見、社会的な孤立や貧困など、特に社会的な要因が強いと指摘されている。犯した罪に対して反省し、その責任を全うすることは当然であるが、一方で、障害のある人の置かれた状況や犯罪に手を染めた背景にある要因について手当がなされなければ根本的な解決にはならず、再犯などにつながってしまう。平成24年7月には発達障害を有するとされる男性に対し、大阪地裁は社会的な受け皿がないことを理由に求刑より重い懲役刑を言い渡した。障害への差別的な内容を含む判決自体の問題に加え、被告の障害特性について取り調べや裁判の過程でどの程度配慮がなされていたのかについて大きな疑問が残る。犯罪に至ってしまった過

程の中で障害があることがどのように影響し、社会の中で再スタートを切るためにはどのような刑のあり方が適当なのか、社会的な支援にはどのようなものがあるのか、裁判官や弁護士を含め福祉関係者との一体的な研修の機会を設ける必要がある。

また、これらは、受刑中のプログラムなど障害者への刑のあり方の見直し、地域生活定着支援センターをはじめとする触法障害者への社会的支援の充実などと合わせて行われることが欠かせない。

○中西 由起子委員

刑事訴訟法や民事訴訟法の改正

刑事訴訟法に基づく刑事手続き、民事手続の運用は障害者が被疑者や被告人、証人となることを想定せずに制定されている。障害者の権利条約に合わせて改正を行うために改正検討委員会を設ける。

その検討委員会に障害当事者を過半数参加させ、特に障害種別に配慮して、かつ支援者の同行に関しても配慮を行う。

司法関係者に対する研修

警察官及び刑務官までも含む司法手続に係る関係職員に対して、障害の理解と必要とされる手続及び処遇上の配慮に関して、研修を行う。

研修の講師として障害当事者をその種別ごとに登用する。

司法手続における必要な配慮の提供

捜査段階での取調べや実況見分、さらに公訴、公判、刑の執行、拘禁施設全般において手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳者、知的障害者等への説明者等の立会い、点字文書などの情報保障を初め、継続的医療に至るまでの必要な配慮を提供する。

民事事件における口頭弁論、証拠調べや判決手続等、手続及び処遇全般において必要な配慮を提供する。

取調におけるコミュニケーションへの配慮

手話通訳や支援者等のサポートを求める人にはその配慮を十分に行う。調書は知的障害者にわかりやすい言葉で理解できる内容のものを用意する。視覚障害者に対しても点字版を作成する。

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳者、知的障害者等への説明者等の立会い、点字文書などの情報保障に関して、障害者に告知する。

拘禁施設における合理的配慮の提供

拘禁施設においては、介助、食事、医療の配慮、情報保障、ならびに建物やその設備の改善を行う。

裁判における合理的配慮の提供

裁判所の建物や設備のアクセスを改善する。

情報のアクセスを確保する。

法律用語を理解できるようにするために、弁護人の他、支援者や要訳筆記者、手話通訳者などの同席を認め、本人に理解できるように、時間を十分にかけて審理を行う。

判決文についても本人の理解できるように点字版や簡易版を作成し、本人が十分に理解できたことを確認する。

○山本 深雪委員

- ①逮捕勾留中の医療アクセスにつき、その現実の運用の実態調査を行う事。
主治医との従前の治療関係が中断されないよう、面会や薬の投与の保障をし、急激な環境の変化と高度のストレス状況による精神状態の悪化などに対する適切な支援がなされているか検証をおこなうこと。

- ②鑑定入院制度は、精神障害のない人であれば起訴猶予や不起訴になれば釈放されるが、精神障害があると身柄拘束が3カ月も余計に続くという不利益がある。また、処遇改善請求ができない点は必要な配慮の不備である。
精神障害者に限ってこのような特殊手続による強制入院と強制治療を定めていること自体が差別である。

- ③逮捕勾留中の取り調べにあたって、コミュニケーションを十分に支援できるための障害特性を理解した支援者を付けること。

- ④睡眠を十分に確保できるような環境と捜査時間の振り当て（夜間の取り調べや50分を越える連続取調べを控えること等）で更なる障害の悪化を防ぐ事。

以上